

# 重要事項説明書

金子病院介護医療院

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(福岡県指定 第 40B2000014 号)

当院はご契約者に対し、介護医療院施設サービスを提供します。当院の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明します。

## 運営方針

医療を同時に必要とする要介護者の方が、安心して日常生活を送れるよう医療・介護が一体となる施設サービスを提供いたします。

また、施設サービス計画に基づく、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護やその他日常生活のお世話に加え機能訓練など必要な医療を提供することで、ご契約者様がその能力に応じた自立できる日常生活を取り戻せるよう支援いたします。

また、地域社会やご家族の方との結びつきを重視することで、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者のほか保健医療福祉サービスを提供する事業者と密接に連携することで多面的にご入所者を支えてまいります。

当サービスの利用は、原則として要介護認定結果「要介護1～5」と認定された方が対象となります。

## 目次

1. 事業者	P 2
2. 事業所	P 2
3. 施設の概要	P 3
4. 職員の体制	P 3
5. 職員の勤務時間	P 3
6. 施設サービスの内容	P 3～5
7. 入所者負担金	P 5および別紙
8. 災害時の対策	P 5
9. 苦情処理	P 5
10. 損害賠償について	P 5

## 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 金子病院
- (2) 法人所在地 福岡県柳川市久々原 6 5 番地
- (3) 電話番号 0944-73-3407
- (4) 代表者氏名 理事長 金子 壽興
- (5) 設立年月日 昭和 6 4 年 1 月 6 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護医療院

- (2) 事業の目的

介護保険入所者の中にも医療の必要性があり、その高低にかかわらず病態によっては、様態が急変するリスクを抱える方もありますが、これまではそのニーズに対応できる介護保険サービスは存在しませんでした。それに対して、当法人では「介護医療施設」として病院機能の一部でこれに应运えてまいりました。

介護医療院に求められるものは、入所者の生活様式に配慮し、長期療養生活をおくるのにふさわしい、プライバシーの尊重、家族や地域住民との交流が可能となる環境が整えられた施設であることです。

当院は医療機関の側面を持ちながら生活施設としての役割を果たすために、プライバシーの尊重を考慮しながら、要介護高齢者の長期療養・生活施設として、入所者の「看取り・ターミナル」を支えることを目標とします。

また、地域交流やボランティアの受け入れなどに積極的に取り組み、当医療院が地域に開かれた施設となるよう運営してまいります。

- (3) 事業所の名称 金子病院介護医療院  
令和 2 年 1 月 1 日許可 福岡県第 40B2000014 号
- (4) 事業所の所在地 福岡県柳川市久々原 6 5 番地
- (5) 電話番号 0944-73-3407
- (6) 開設年月 令和 2 年 1 月 1 日

## 3. 施設の概要

- (1) 建物 鉄筋コンクリート造り陸屋根 4 階建
- (2) 居室 1 人部屋 1 室  
4 人部屋 7 室
- (3) 主な設備及び広さ 食堂・レクリエーションルーム・談話室 (3 8 m<sup>2</sup>)  
機能訓練室 (1 3 2 m<sup>2</sup>)  
一般浴室 (3 0 m<sup>2</sup>)・特別浴室 (1 4 m<sup>2</sup>)



- 等を行います。
- 機能訓練 ⇒ 医師の指示により作業療法士がリハビリ計画書を個別に作成し、機能回復への援助を行います。
- 施設サービス ⇒ 入所者様の個別の施設サービス計画を作成し、医学的管理に基づいて介護をします。
- 施設サービス ⇒ 介護支援専門員が中心となり担当スタッフ・入所者様及びその家族との担当者会議により作成します。

作成した施設サービス計画の内容については入所者様およびその家族に対して説明を行い文書により入所者様（家族）の同意を得、入所者様（家族）へ交付します。

## (2) その他

- サービス提供記録の保管 ⇒ サービス提供に係る保険給付支払いの日から5年間保管します。
- サービス提供記録の閲覧 ⇒ 土・日曜日・祝祭日を除く毎日9:00～17:00まで

## 7. 入所者負担金

別表をご覧ください。

- ① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として施設サービス費を介護保険負担割合証の負担比率（1～3割）と居住費及び食費の基準費用額の合計額をお支払い頂きます。
- ② 保険料の滞納などにより、上記の「入所者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額（10割）をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- ③ 必要に応じて初期加算などの関係法令に基づいた費用が、別途入所者負担金に加算されることがあります。

## (2) 法定給付外も必要に応じ徴収します。

## (3) 入所者負担金のお支払い

事業者は当月の入所者負担金の請求書に明細を付して、月末の翌月10日に入所者に請求し、入所者は次の方法により支払います。

- (ア) 10日以降、当院受付窓口にてお支払い願います
- (イ) 銀行振り込み（詳細は請求書に記載します）

## (4) 領収書の発行

事業者は、入所者から入所者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

## 8. 災害時の対策

別途定める防災マニュアルにのっとり対応を行います。

## 9. 苦情対応

当施設に関する相談や苦情については次の窓口で受け付けます。

- (1) 窓口担当 梶島 明美（事務主任）  
受付時間 毎週月曜日～土曜日（日曜・祝祭日除く）  
9:00～17:00  
ご利用方法 医療法人 金子病院受付窓口もしくは電話  
0944-73-3407

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合 柳川支部	所在地 柳川市三橋町三橋総合庁舎 電話番号 0944-64-1230 受け付け時間 8:30～17:00
福岡県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地 福岡市吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7859 受け付け時間 8:30～17:00
福岡県保健福祉部 介護保険課	所在地 福岡市博多区東公園 7-7 電話番号 092-651-1111 受け付け時間 8:30～17:00

※柳川市・大木町・広川町以外の市町村の方は、お住いの市町村の  
介護保険取り扱い部署にお問い合わせください。

## 10. 損害賠償について

事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 【損害賠償がなされない場合】

**事業者は事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。**

**とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。**

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生したとき
- ②契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生したとき
- ③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に

専ら起因して損害が発生したとき

- ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った故意に専ら起因して損害が発生したとき

### 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会	来訪者は面会時間を厳守し、必ずその都度職員に申し出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず許可証に記入し離院・帰院時、職員に申し出ください。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒はできません
所持品の管理	高額な貴重品は持ち込まないでください
現金等の管理	高額な現金は持ち込まないでください

### 【身体拘束について】

当施設のサービス提供にあたって、①当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない③身体拘束その他の行動制限が一時的である、これらをすべて満たし、緊急やむをえない場合に身体拘束を行うこととし、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録し、入所者及びその家族に説明し同意を得ることとします。

### 【ハラスメントへの対応について】

当施設は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が気づけるよう、各ハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の行為は組織として許容しません。
  - ①身体的な力を使って危害を及ぼす行為（類似の行為を含む）
  - ②個人の尊厳や人格を言動によって傷つけたり、貶めたりする行為
  - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の過度な要求、性的な嫌がらせ行為上記は当法人職員、取引先、他のご利用者及びその家族等が対象です。
- (2) ハラスメントに関わる事案が発生したときには再発防止会議等の議題として同様な事例が発生しないための防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する研修を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) 入所者またはその関係者によるハラスメントと判断されたときは、その行為者に対し、関係機関への連絡、相談、改善に対する必要な措置を講じ、最悪の場合は利用契約の解除等の措置を行います。

**【業務継続計画について】**

当施設では災害や感染症等が発生した場合に対応し、下記の業務継続計画（BCP）等を作成しております。

- ①自然災害（地震、台風等）
- ②感染症
- ③水防法による避難計画

計画書は各部門に配布し、全職員が計画を共用できるよう必要な研修、訓練を年2回以上は実施しております。

指定介護医療院サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

金子病院介護医療院

説明者職員

氏名

印

私は（入所者・家統）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、金子病院介護医療院施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者住所

氏名

印

署名代筆者氏名

印

別表

## 介護保険による介護医療院サービス料金表

I 型介護医療院サービス費（Ⅱ） 1日あたり

○看護職員 6：1、介護職員 4：1（正看護師比率 20%以上）

単位：円

療養費	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		7,960	9,030	11,340	12,310
外泊が認められた場合（1日につき）			3,620円		
介護職員処遇改善加算			ひと月の総入院費の 2.6%		
従事者体制管理	サービス提供体制強化加算Ⅱ 60円/日				
夜勤管理	夜勤勤務等看護加算（Ⅳ） 70円/日				
栄養管理	療養食加算 60円/食				
褥瘡管理	褥瘡対策指導管理加算 60円/日				
感染管理	感染対策指導管理加算 60円/日				
初期加算	入院初日から 30日まで 300円/日				
その他特定診療費	日常的に必要な医療行為をした場合は、別に厚生労働大臣が定める額				
居住費	多床室 370円/日				
食費	460円/食				
入所者負担	居住費・食費の基準費用額及び日常生活費並びに上記サービス料金の 1割の額 ただし、おむつ代はサービス費に含まれる				